

どこかで買う「タバコ」ならタバコは「地元」で買しましょう

し尿くみ取り料金改定について（お知らせ）

令和3年4月からし尿くみ取り料金に変更になります。

◎し尿くみ取り36ℓ券

（現行）340円 → （変更後）**380円**

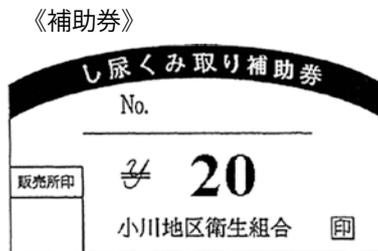
現行の券（340円券）をお持ちの方は、20円券（補助券）を必要分追加購入していただき、引き続き利用できます。

4月から新しく発行される券は、380円券（36ℓ券）と20円券（補助券）です。

（参考）



※上記金額は消費税を含みます。
オレンジ色



黄色

くみ取り料金の支払いについて

- ・料金はくみ取りした量によって決まる従量制です。
 - ・くみ取り料金は、くみ取り券でしかお支払いできません。
 - ・最寄りのくみ取り券販売店にてくみ取り券を事前購入し、くみ取り作業終了時に、業者へお支払いください。
 - ・くみ取り販売店および業者は、組合ホームページまたは問合せ先にて確認してください。
 - ・令和3年4月1日以降の収集（くみ取り）分から変更後の料金が適用となります。
- 皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

問合せ 小川地区衛生組合事務局 ☎72-0441

春の全国火災予防運動

3月1日（月）～7日（日）

全国統一防火標語

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

－3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【備えよう住宅用火災警報器！！】

住宅用火災警報器は10年を目安に交換をおすすめします。

問合せ 比企広域消防本部 予防課
☎23-2268

敷金（賃貸住宅）トラブル110番

日時 4月10日（土）、11日（日）
午前10時～午後4時
相談方法 電話相談（当日のみ通話可）
☎048-838-1889
相談料 無料（通話料のみ自己負担）
問合せ 埼玉司法書士会事務局
☎048-863-7861

埼玉県受動喫煙防止条例が施行されます！

他人に受動喫煙を生じさせないことが県民の責務となるほか、既存特定飲食提供施設（※）が喫煙可能室を設置するには、健康増進法の要件に加え、従業員がいない場合または全ての従業員から承諾を得た場合に限られます。

喫煙可能室を設置した場合は、法に基づく届出のほか、条例に基づく届出を東松山保健所に提出してください。

※令和2年4月1日時点ですでに営業している資本金または出資の総額が5千万円以下、客席面積が100㎡以下の飲食店

施行日 令和3年4月1日
問合せ 埼玉県健康長寿課
☎048-830-3582

3月期限の税等の納付はありません

税金は納期内に納めましょう